

大学・高等専門学校を設置する各種法人の代表者 }
各 大 学 ・ 短 期 大 学 学 長 } 殿
各 高 等 専 門 学 校 学 長 }

福岡県人づくり・県民生活部長
(私学振興・青少年育成局政策課)

まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について（依頼）

平素より、新型コロナウイルス感染拡大防止に御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県が緊急事態措置からまん延防止等重点措置に移行した6月21日以降、新規陽性者数や病床使用率等は大きく改善し、国の分科会が示すステージ判断指標のすべてがステージⅡ相当以下となったことから、国は、本県について、7月11日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき区域から解除することを決定しました。これに伴い、県においても、これまでの「不要不急の外出自粛」「飲食店の営業時間短縮」の要請を解除することとしました。

これもひとえに、これまでの厳しい要請に、多くの県民及び事業者の皆様にご理解と御協力をいただいたおかげであり、深く感謝申し上げます。

7月12日以降については、今後のリバウンドを防止するため、県民の皆様には①外出にあたっては、目的地の感染状況や利用する施設の感染防止対策をよく確認すること、②緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域の都道府県との不要不急の移動は、極力控えること、③感染防止宣言ステッカー又は感染防止認証マーク掲示店など、利用者間の距離の確保や換気の徹底等ができている飲食店を利用すること等を要請します。また、事業者の皆様には、在宅勤務、時差出勤等人との接触を低減する取組を推進すること等を要請します。

大学等におかれましては、文部科学省の通知を御参照いただき、引き続き、学生の学修機会の確保と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底の両立に取り組んでいただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

担 当：福岡県人づくり・県民生活部
私学振興・青少年育成局政策課
副課長 津田

TEL：092-643-3127

メール：shisei@pref.fukuoka.lg.jp